

# 「高等教育コンソーシアムみえ」規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、「高等教育コンソーシアムみえ」(以下「コンソーシアム」という。)とする。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、県内高等教育機関相互並びに県内高等教育機関と地域との連携を促進することにより、県内高等教育の充実・発展を図るとともに、地域社会の振興に貢献することを目的とする。

(活動)

第3条 コンソーシアムは、次に掲げる事項に取り組むこととする。

- (1) 三重県における高等教育の在り方・将来像に関すること。
- (2) コンソーシアムの情報発信に関すること。
- (3) 学生の地域活動支援に関すること。
- (4) 地方創生に取り組む市町・地域の支援に関すること。
- (5) FD・SDに関すること。
- (6) 教育プログラムに関すること。
- (7) 三重県内への進学及び就職の推進に関すること。
- (8) IRに関すること。
- (9) その他目的の達成のために必要なこと。

(構成)

第4条 コンソーシアムは、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 正会員 コンソーシアムの目的・活動に賛同し、参画する県内高等教育機関
- (2) 特別会員 コンソーシアムの目的・活動に賛同し、その活動に協力する地方公共団体等
- (3) 賛助会員 コンソーシアムの目的・活動に賛同し、支援する団体又は個人

2 前項の会員は、別に定めるところによる。

## 第2章 総会

(総会の設置)

第5条 コンソーシアムに総会を置く。

2 委員は、正会員の長をもって充てる。

(役員)

第6条 総会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

- 2 会長は、当分の間、三重大学長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名し、総会の承認を得るものとする。
- 4 監事は、正会員から2名選出し、総会の承認を得るものとする。

(役員職務)

第7条 会長は、コンソーシアムを代表し、運営を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、コンソーシアムの決算について監査する。ただし、必要と認めるときは、活動の執行状況について随時に監査することができる。

(副会長及び監事の任期)

第8条 副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 監事の任期は2年とする。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(所管事項)

第9条 総会は、コンソーシアムの運営に関する次の事項を所管する。

- (1) 活動計画、予算及び決算に関すること。
- (2) 本規約の改廃に関すること。
- (3) 役員を選任に関すること。
- (4) 入会に関すること。
- (5) その他運営に関する重要な事項及び三重県の高等教育の在り方・将来像等についての検討に関すること。

(招集)

第10条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、総会を年2回以上招集し、内、決算に関する事項を審議するため、毎会計年度終了後3ヶ月以内に招集するものとする。

(議長)

第11条 総会の議長は、会長をもって充てる。

(定足数)

第12条 総会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第13条 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 3 会長は、書面による賛否を求め、総会の議決に代えることができる。

(特別会員及び賛助会員)

第14条 特別会員は、総会及び次条に規定する企画運営委員会に出席することができる。ただし、議決権はないものとする。

2 賛助会員は、総会に出席することができる。ただし、議決権はないものとする。

### 第3章 企画運営委員会

#### (企画運営委員会の設置)

第15条 コンソーシアムの企画、運営、評価及び広報を所管する企画運営委員会を設置する。

2 委員は、正会員の長が推薦する者をもって充てる。

3 委員長及び副委員長は、委員のうちから会長が指名する。

4 委員長及び副委員長の任期は、第8条第1項の規定に準ずる。

#### (招集)

第16条 企画運営委員会は、委員長が招集する。

#### (議長)

第17条 企画運営委員会の議長は、委員長をもって充てる。

#### (運営)

第18条 企画運営委員会の定足数及び議決については、第12条及び第13条の規定に準ずる。

### 第4章 部会

#### (部会の設置)

第19条 コンソーシアムに各活動の企画及び運営を所管する部会を設置することができる。

2 部会は、当該活動に参加を希望する正会員により組織し、部会構成員は、当該正会員の長が推薦する者をもって充てる。

3 部会長及び副部会長は、会長が指名する。

4 部会長及び副部会長の任期は、第8条第1項の規定に準ずる。

5 その他部会の運営については、会長が要綱で定める。

### 第5章 産学官金連携協議会

#### (産学官金連携協議会の設置)

第20条 コンソーシアムの産学官金連携を所管する産学官金連携協議会を設置する。

2 産学官金連携協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 正会員の長が推薦する者

(2) 本協議会が必要と認めた者

3 委員長及び副委員長は、委員のうちから会長が指名する。

4 委員長及び副委員長の任期は、第8条第1項の規定に準ずる。

#### (招集)

第21条 産学官金連携協議会は、委員長が招集する。

#### (議長)

第22条 産学官金連携協議会の議長は、委員長をもって充てる。

(運営)

第23条 産学官金連携協議会の定足数及び議決については、第12条及び第13条の規定に準ずる。

## 第6章 事務局

(事務局の設置)

第24条 コンソーシアムの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、会長が所属する機関に置く。

## 第7章 会計

(会計年度)

第25条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(運営財源)

第26条 コンソーシアムの運営財源は、正会員が負担する負担金、事業に伴う収入、寄附金等とする。

## 第8章 雑則

(入会及び退会)

第27条 コンソーシアムへの入会及び退会については、別に定める。

(委任規程)

第28条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、正会員と協議の上、会長が別に定める。

## 附 則

1 この規約は、平成28年3月29日から施行する。

2 第8条の規定にかかわらず、設立時の副会長及び監事の任期は、平成30年3月31日までとする。

## 附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則

この規約は、平成30年3月7日から施行する。

## 附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

## 附 則

1 この規約は、令和5年6月27日から施行する。

2 改正後の規約第6条第4項の規定により最初に選出される監事の任期は、第8条第2項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。